

学校の基本方針

学校教育目標『ふるさとを誇りに 共に支え合い 自ら考え行動する児童の育成』を教育活動の基盤に置き、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともにいじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するためのいじめ防止基本方針を定める。

いじめとは

児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめについての基本認識

- ①どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害。人として決して許される行為ではない。
- ③大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ⑥ネット上のいじめは、最も見えにくい。
- ⑦暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身心に重大な危険が生じる。
- ⑧いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑨いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

いじめの未然防止

- 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成
すべての児童が意欲的・主体的に参加・活躍できる授業づくり、望ましい集団活動を通してよりよい人間関係を築く
- いじめに対する正しい理解
互いを思いやり他者を尊重できる心の育成
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
自分自身に対する理解を深めるとともに、相手の気持ちを思いやる力を育む
- 児童や学級の状況の把握
人間関係、ストレス等に関する調査等を実施
- 校内研修の充実
教職員の共通理解と対応能力の向上
- 家庭への支援
いじめ防止等の意識について啓発

いじめの早期発見

- 教職員の対応能力の向上
人権感覚、カウンセリングマインドの向上
- 日常的な実態把握のための取組
日常的な観察、生活アンケート・教育相談の実施
- 信頼関係の構築
相談できる雰囲気と体制づくり
- 相談しやすい環境づくり
児童の気持ちを理解し共感的に受け止める

いじめの早期対応

- いじめへの組織的対応
正確な実態把握、連携協力して対応、事案に応じて教育委員会・関係機関と連携
- いじめを受けている児童及び保護者への支援
児童を守り心配や不安を取り除く関わり
- いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言
いじめに対する毅然とした対応と粘り強い指導、保護者への助言
- 周囲の児童への指導
傍観者から仲裁者への転換を促す指導

重大事態への対応

- 直ちに教育委員会に相談・報告
- 教育委員会は調査委員会を設置、重大事態が発生した旨を町長に報告
- 調査委員会が主体となり速やかに調査を実施
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して調査により明らかとなった事実関係等を適切に情報提供
- 再発防止のために必要な措置を講ずる

【校内いじめ問題対策委員会】

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭
関係学級担任、スクールソーシャルワーカー
スクールカウンセラー、必要に応じて関係職員